

[事案 2021-115] 解約返戻金支払請求

・令和4年5月17日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、保険証券に記載されているとおりの解約返戻金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年8月に契約した米ドル建一時払終身保険2件について、募集時に市場価格調整の説明がなされなかったこと等から、保険証券記載の解約返戻金を保証してほしい。または、契約を解除して、契約時の保険料に所定の積立利率をプラスして弁済してほしい。

<保険会社の主張>

契約時の重要事項説明に市場価格調整は含まれており、説明は適切になされているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集に関する経緯と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。